田子の浦港台風・津波等対策協議会会則

平成１７年３月２４日
改正　平成１７年５月２７日
改正　平成２１年７月２７日
改正　平成２２年５月３１日
改正　平成２３年６月２３日
改正　平成２５年７月　４日
改正　平成２６年７月　１日
改正　平成２９年６月２８日
改正　令和　４年６月２３日
改正　令和　８年６月１７日

（名称）
第１条　本会は、「田子の浦港台風・津波等対策協議会」（以下「協議会」という。）と呼称する。

（目的）
第２条　田子の浦港における台風（異常に発達した低気圧を含む。以下同じ。）、津波等による海難事故を防止し、船舶等の安全確保を図るため、必要な対策を協議し、その実施を推進する。

（会員）
第３条　会員は、田子の浦港に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって構成し、別表１「田子の浦港台風・津波等対策協議会会員名簿」のとおりとする。

（役員）
第４条　協議会に会長１名及び副会長１名をおく。
２　会長は清水海上保安部長（田子の浦分室長が会長を代行する。）とし、副会長は静岡県田子の浦港管理事務所長とする。

（事務局）
第５条　協議会の事務局は、清水海上保安部（田子の浦分室）におく。

（会議）
第６条　会議は、協議会総会及び委員会とする。
２　協議会総会は会員により構成し、委員会は別表２「田子の浦港台風・津波等対策協議会会員名簿」の委員により構成する。
３　協議会総会及び委員会の議長は、会長がこれにあたる。

（協議会総会の業務）

第７条　会長は、必要と認める場合に協議会総会を開催し、第２条の目的を達成するため、次の事項について調査、検討を行い、対応策を定める。

（１）　台風対策

イ　港内警戒体制の区分

ロ　警戒体制ごとに実施すべき事項

ハ　その他台風災害防止に必要な事項

（２）　津波対策

イ　港内津波影響に関する調査

ロ　船舶の対応策の策定

ハ　その他津波災害防止に必要な事項

（委員会の業務）

第８条　会長は、田子の浦港において台風、津波等による海難事故の発生が予測される場合に委員会を開催し、次の事項について検討を行い、執るべき具体策を協議する。

（１）　台風対策

イ　台風の進路及び影響の予測

ロ　在泊船舶及び危険物荷役等の状況

ハ　警戒体制等の必要性及び発令、解除の時期

ニ　避難の方法

ホ　その他必要な措置

（２）　津波対策

イ　津波の影響の予測

ロ　在泊船舶及び危険物荷役等の状況

ハ　警戒体制等の必要性及び発令、解除の時期

ニ　避難の方法

ホ　その他必要な措置

２　会長は、緊急に対策を講ずる必要がある場合、委員と連絡をとることにより委員会の開催に代えることができる。

（対策の実施）

第９条　会長は、前条の協議結果に基づき、田子の浦港長に建議する。

２　会員は、田子の浦港長からの注意喚起及び勧告に従って、次のとおり台風、津波等による海難事故を防止するための対策を実施する。

（１）　台風に対する措置

イ　台風に関し田子の浦港長から注意喚起が発せられた場合は、これに従い必要な措置を実施する。

ロ　台風に関し田子の浦港長から勧告が発せられた場合は、別表３「台風（異常に発達した低気圧を含む）に対する措置」に定める対応を実施する。

（２）　津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合の措置

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表され、田子の浦港長から勧告が発せられた場合は、別表４－１「津波に対する措置」に定める措置を実施する。

なお、地震に伴う通信障害等により勧告の情報伝達遅延も想定されることから、津波予報区(静岡県)への津波警報等の情報を入手した場合は、田子の浦港長からの勧告を待つことなく、別表４－１「津波に対する措置」に定める措置を実施する。

（３） 南海トラフ地震に関する情報等が発表された場合の措置

（津波注意報、津波警報又は大津波警報のいずれかが発表中を除く）

各南海トラフ地震臨時情報が発表され、田子の浦港長から勧告等が発せられた場合は、別表４－２「南海トラフ地震に対する措置」の各区分の実施事項に定める措置を実施する。

なお、先発地震に伴う通信障害等により勧告等の情報伝達遅延も想定されることから、南海トラフ地震臨時情報に関する情報を入手した場合は、田子の浦港長からの勧告等を待つことなく、別表４－２「南海トラフ地震に対する措置」に定める措置を実施する。

（通報・連絡体制の確保）

第 10 条　会長は、田子の浦港長からの注意喚起及び勧告を会員に対し正確かつ迅速に伝達するため、別表５「田子の浦港台風・津波等対策協議会連絡系統」に基づき電話、メール等により通報を行う。ただし、緊急を要する場合は、ＶＨＦ等により船舶等に通報するものとする。

２　会員は、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに会長に連絡する。

３　会長は、定期的に情報伝達訓練を実施する。

（補則）

第 11 条　この会則に定めるもののほか、会長は会員の了解を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

２　会則を改定する必要が生じた場合は、協議会総会においてこれを協議する。

付則　この会則は、平成１７年３月２４日から施行する。

田子の浦港台風対策協議会会則（平成１０年６月２２日付）は、廃止する。

２　この会則の一部改正は、平成２１年７月２７日から施行する。

３　この会則の一部改正は、平成２２年５月３１日から施行する。

４　この会則の一部改正は、平成２３年６月２３日から施行する。

５　この会則の一部改正は、平成２５年７月　４日から施行する。

６　この会則の一部改正は、平成２６年７月　１日から施行する。

７　この会則の一部改正は、平成２９年６月２８日から施行する。

８　この会則の一部改正は、令和　４年６月２３日から施行する。

９　この会則の一部改正は、令和　８年６月１７日から施行する。

別表３

台風（異常に発達した低気圧を含む）に対する措置

区　　分	実　　施　　事　　項
第１警戒体制 （準備体制）	１　在泊船舶は、荒天準備をなし必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 ２　荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、荷役の中止基準を遵守すること。 ３　海上工事作業中の船舶は、工事作業用資機材等の流出防止措置を講ずるとともに、工事作業の中止基準を遵守すること。 ４　ＶＨＦ装備船は、ＶＨＦを聴取すること（国際 VHF 16ch）。 ５　ＡＩＳ搭載船は、常時ＡＩＳを作動させ、適正な入力を行うこと。
第２警戒体制 （避難体制）	１　船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 ２　船舶は、原則として港外に避難すること。 ただし、汽艇等、港外への避難が困難な船舶は、港内の安全な場所に避難し、係留を強化すること。 ３　工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。

別表４－１

津　波　に　対　す　る　措　置

津波警報・注意報の種類及び警戒体制の区分	発表される津波の高さ		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応				
				大型船、中型船（漁船を含む）			小型船 （プレジャーボート、小型漁船等）	
				港内着岸船		航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
	数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表		一般船舶 （作業船を含む）	危険物積載船舶			
津波注意報 （第１警戒体制）	１ｍ （２０cm＜予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報 （第２警戒体制）	３ｍ （1ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
大津波警報 （第２警戒体制）	５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ） １０ｍ （５ｍ＜予想高さ≦10ｍ） １０ｍ超 （10ｍ＜予想高さ）	巨大	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
備考					事業者側で予め対応マニュアルを作成		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

［用語の定義等］

津波来襲までの時間的余裕

有り　：　大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無し　：　大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

※　避難に要する十分な時間は、船の大きさ、船型等により異なるため、普段から自船の十分な時間を把握しておくこと。

大型船　：　タグボート等の補助船、パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船　：　大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船　：　プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

危険物積載船舶：　ばら積み危険物積載船並びに火薬類及び放射性物質を積載している船舶とする。

陸上避難　：　船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避　：　港外の水深２００ｍ以深で、十分広い海域、沖合いに避難する。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）

港内避泊　：　港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）

係留避泊　：　係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）

陸揚げ固縛　：　プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

１　ＶＨＦ装備船は、ＶＨＦを聴取すること（国際ＶＨＦ　１６ｃｈ）。
　※港長から津波に関する勧告が発出された際は、たごのうらポートラジオを通じて一斉放送が実施される。

２　ＡＩＳ搭載船は、常時ＡＩＳを作動させ、適正な入力を行うこと。

３　港外退避中の大型船、中型船は、小型船等から支援の要請があった場合は、可能な範囲でこれに応じる。

４　基本的に避難体制が完了した船舶から港外退避する。　ただし避難が競合する場合の優先順位は、「田子の浦港地震災害マニュアル」に準拠する。
　石油埠頭(油槽船）　→　富士５号(油槽船）　→　鈴川埠頭　→　吉原埠頭　→　富士埠頭　→　中央埠頭

別表４－２

南海トラフ地震に対する措置

区　　分	実　　施　　事　　項
南海トラフ地震 臨時情報（調査中） （情報収集体制） 【注意喚起】	１　在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化することし、南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること。 ２　ＶＨＦ装備船は、ＶＨＦを聴取すること（国際 VHF 16ch）。 ３　ＡＩＳ搭載船は、常時ＡＩＳ作動させ、適正な入力を行うこと。
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意） （準備体制） 【注意喚起】	１　危険物の荷役等は、速やかに避難出来るよう荷役計画等を確認すること。 ２　在泊船舶は、連絡系統、避難海域の確認等を行い、速やかに避難出来るよう備えること。 ３　港外退避運航の際は、船舶間の競合に留意すること。 ４　工事作業用資機材等の流出防止措置を確認すること。 ５　避難体制等を確認のうえ、入港すること。
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒） （避難体制） 【勧告】 ※参照	１　原則すべての荷役等は中止すること。 ２　在泊船舶は、原則港外避難等の避難行動をとること。 港内の安全な場所に避難する場合は、係留強化等の措置を講ずること。 ３　港外退避運航において、船舶間で競合が生じた場合は、危険物積載船舶を最優先とすることに努めること。 ４　工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 ５　汽艇等以外の船舶は原則入港しないこと。

※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」については、地震発生から１週間は警戒措置、その後の１週間は注意措置の期間となる。

このため「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表に基づく勧告は、警戒措置が終わった時点で解除とし、以後の注意措置の間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の実施事項を注意喚起として改めて発出する。

なお、別表４－２の措置中に津波警報等が発表された場合は、別途津波に対する勧告を発出する。

田子の浦港における台風来襲時の勧告発出方針について

１　田子の浦港長が発出する勧告

台風等の来襲により田子の浦港に危険が予想される場合、港則法第 39 条第 4 項に基づき、港内の危険防止のため勧告が発出される。

２　勧告の種類

田子の浦港長の発出する勧告は次のとおり。

（１）第 1 警戒体制（準備体制）

（２）第 2 警戒体制（避難体制）

３　勧告の発出時期

（１）第 1 警戒体制（準備体制）

気象庁が発表する台風情報により、台風の強風域が田子の浦港にかかると予想される場合、強風域が田子の浦港にかかる概ね 5 時間前を目安とする。

（２）第 2 警戒体制（避難体制）

気象庁が発表する台風情報により、暴風域を伴う台風が田子の浦港に接近し影響を及ぼす可能性が高いと予想される場合、台風の強風域が田子の浦港にかかる概ね 2 時間前を目安とする。

４　その他

（１）暴風域を伴う台風が田子の浦港に接近する場合であっても、田子の浦港に影響を及ぼす可能性が低いと予想される場合、第１警戒体制のみの発出とする場合がある。

（２）台風が田子の浦港に接近する場合であっても、台風による影響が少ないと見込まれる場合、勧告の発出は行わず注意喚起を行う場合がある。

（３）暴風域を伴う台風が接近する場合であって、港外波高が 2.0m に達すると予想される場合は、第 1 警戒体制及び第 2 警戒体制の発出を早める場合がある。

附則　令和 8 年 6 月 17 日　施行